

京進のほいくえんHOPPAたまプラーザ運営規程

（施設の目的）

第1条 HOPPA が設置する京進のほいくえん HOPPA たまプラーザ（以下「当園」という。）が保育所として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 京進のほいくえん HOPPA たまプラーザ（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする。

2 当園は、児童福祉法及び保育所保育指針に基づき、子どもの最善の利益を考慮し、利用する乳幼児（以下「園児」という。）が心身共に健やかに育つよう努めるものとする。

3 当園が目指すべき子ども像は、次のとおりとする。

- (1) 豊かな心と体を育んだ健康な子ども
- (2) 意欲的、自立的な子ども
- (3) 正しいことばを学び、美しい礼儀作法を身につけた子ども
- (4) 社会性があり、国際社会へも踏み出していける子ども

4 当園の保育方針は、次のとおりとする。

- (1) 子どもたちの自立を育み、輝きを引き出し、健やかな成長を応援する。個々の発達段階を丁寧に見つめ、ふさわしい援助を心がける。また、子ども自身が持つ、伸びようとする力を大切に育んでいく。
- (2) 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行う。
- (3) 利用乳幼児の属する家庭や地域、様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努める。
- (4) 児童福祉法その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

（名称及び所在地）

第3条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 京進のほいくえん HOPPA たまプラーザ
- (2) 所在地 横浜市青葉区新石川三丁目2番地5 FUJIKYU8

（提供する保育・教育の内容）

第4条 当園は、保育所保育指針に基づき、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

教育・保育給付認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該教育・保育給付認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

(2) 延長保育

やむを得ない理由により、教育・保育給付認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該教育・保育給付認定に係る児童に対し保育の必要な範囲内において延長保育を提供します。

(3) 食事の提供

食事は事業所内の調理室で調理を行い、提供します。

昼食及び午前と午後のおやつを提供します。

(4) その他保育に係る行事等

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 特定教育・保育等の提供に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて定員を超えた職員を置くことができる。

(1) 施設長 1名

職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 保育士 8名以上

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

＊主任保育士 1名

施設長を補佐し、職員の管理・指導・評価等組織運営を補佐する。

(3) 調理員 2名以上

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、満1歳以上児の幼児食に係る献立を作成するとともに、調理業務に従事する。

(4) 嘱託医 2名（小児科医 1名 歯科医 1名）

当園の園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断（小児科年2回、歯科医年1回）、職員及び保護者への相談及び指導を行う。

(1) 嘱託小児科医 医療法人聖育会 カク小児クリニック 加久 浩文

(2) 嘱託歯科医 なかの歯科クリニック 中野 薫

（保育・教育を提供する日）

第6条 特定教育・保育等を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び祝祭日を除く。

（保育・教育を提供する時間）

第7条 特定教育・保育等を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から7時30分、18時30分から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで及び16時30分から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。（最大保育時間11時間を超えない範囲）

（利用料その他の費用等）

第8条 当園の特定教育・保育を利用した園児の保護者は、その教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担額（保育料）を支払うものとする。

2 園児の保護者は、特定教育・保育に要する物品又はサービスに係る実費相当額を負担するため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支払うものとする。ただし、当該物品又はサービスが不要である特別な理由がある場合を除く。

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
文房具代	教具・教材費用として ・おたよりファイル ・お道具箱セット（3歳～5歳） →道具箱・のり・はさみ・クレヨン・自由帳 ・粘土 ・粘土ケース ・のりの補充 ・自由帳 ・水性マーカー12色（3歳～5歳） ・氏名ゴム印 ※英子標記の場合 ・卒園アルバム代（5歳）	300円（税込） 2,550円（税込） 330円（税込） 250円（税込） 180円/1回（税込） 250円（税込） 890円（税込） 210円（税込） 250円（税込） 8,800円（税込）
帽子代	2歳児以上	1,330円（税込）
主食代	3歳児以上	月額1,500円
副食代	3歳児以上（免除対象者を除く）	月額4,500円
延長保育料金	基本単価（11日以上利用）	30分あたり 1,700円
	10日以内利用	30分あたり

		850 円
夕補食（間食代）	1 か月利用（11 日以上利用）	2500 円
	10 日以内利用	1250 円

- ・延長保育料金については 30 分あたりで算定します。
- ・延長保育の時間が 30 分に満たない場合は、30 分あたりの金額から按分します。

- ※ その他、P T A 会費などの費用が発生することがあります。
- ※ 保育教材の利用を推奨することがあり、その場合にはご希望者にもみコンテンツ利用料を徴収するものとする。
- ※ 物価変動の影響等により徴収額を変動する場合があります。

（利用定員）

第 9 条 利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
定員	3 人	9 人	12 人	12 人	12 人	12 人

（利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項）

第 10 条 当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定された時ときかつ保育・教育の実施について委託受けた時は、これに応じる。

- 2 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの教育・保育給付認定保護者とその内容を確認する。
- 3 当園は、次の各号のいずれかに該当する場合に、特定教育・保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 園児が小学校に就学したとき
 - (2) 教育・保育給付認定保護者から保育所利用の取消しの申し出があった時。
 - (3) 市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めた時
 その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

（緊急時等における対応方法）

第 11 条 当園は、特定教育・保育等の提供時に、園児に体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、園児の保護者に連絡するとともに、第 5 条の嘱託医又は園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 当園は、特定教育・保育等の提供により事故が発生した場合は、横浜市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 当園は、園児に対する特定教育・保育等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 1 2 条 当園は、非常災害に備えて消防計画等を作成し、毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

2 当園の緊急時避難場所は、新石川小学校とする。

(虐待の防止のための措置)

第 1 3 条 当園は、保育士等が日々の保育の中で園児の身体及び様子の変化を早期に発見し、速やかに園長に報告等ができるよう、関係職員への指導その他必要な措置を講じるものとする。

2 当園は、虐待が疑われる状況があった場合には、子ども虐待対応マニュアルに基づく措置を講じるものとする。

(苦情対応)

第 1 4 条 当園は、特定教育・保育等に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、次の各号に掲げる苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- (1) 相談・苦情受付担当
- (2) 相談・苦情解決責任者
- (3) お客様相談センター
- (4) 第三者委員

(健康管理・衛生管理)

第 1 5 条 当園では、子どもに対して、市設備基準条例に規定する利用開始時の健康診断及び少なくとも年に 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施する。

2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び横浜市園医の手引きに則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(教育・保育給付認定保護者に対する支援)

第 1 6 条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその教育・保育給付認定保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。利用子どもや教育・保育給付認定保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

2 当園は、教育・保育給付認定保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、教育・保育給付認定保護者の状況に配慮するとともに、利用子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、教育・保育給付認定保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(秘密の保持)

第17条 当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び教育・保育給付認定保護者の秘密を保持する。

- 2 地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
- 4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第18条 当園は、保育・教育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 保育・教育の実施に当たっての計画 | 5年間保存 |
| (2) 提供した保育・教育に係る提供記録 | 5年間保存 |
| (3) 市町村への通知に係る記録 | 5年間保存 |
| (4) 教育・保育給付認定保護者等からの苦情の内容等の記録 | 5年間保存 |
| (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 5年間保存 |
| (6) 保育所児童保育要録 | |
| 当該児童が小学校を卒業するまでの間保存 | |

(その他運営についての重要事項)

当園では入所決定した保護者に対して、当園の利用についての重要事項を記載した書面にて説明を行い、同意を得た上で利用を開始してもらうものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(改訂 令和2年4月1日)

(改訂 令和3年4月1日)

(改訂 令和5年2月1日)

(改訂 令和5年7月1日)

(改訂 令和6年4月1日)

(改訂 令和7年4月1日)